

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」答申(案)の概要 ～一元的な海上交通管制の運用に向けて～

【はじめに】

今後の船舶交通安全政策が果たすべき役割と方向性及びそのための手法についての答申(平成25年10月:第三次交通ビジョン)
第三次交通ビジョンのうち、一元的な海上交通管制の運用に当たって執るべき措置等にかかる新たな制度のあり方及び現行制度にかかる所要の取り組みについて、以下のとおり答申

【新たな制度のあり方について】

1. 一元的な海上交通管制の構築

- 制度を適用する海域及び港を「指定海域」、「指定港」と指定指定海域に入域する船舶から海上保安庁長官(以下「長官」という。)への通報制度の創設
- 指定海域と指定港の航路にかかる事前通報の一本化
- 指定港の航路航行時刻等の指示制度の創設
- 非常災害発生時の措置
- 指定海域及び指定港にある船舶への周知制度の創設
- 必要な情報の提供と船舶による情報の聴取義務海域の拡大
- 長官による船舶への移動命令等制度の創設
- 長官による付近にある船舶に対する航路標識の設置業務への従事命令等制度の創設

2. 航路標識を活用した安全対策の強化

- 航路標識の適切な整備・管理
- 海上保安庁以外の者による航路標識設置手続き等の簡素化
- 航路標識の許可及び届出にかかる基準の明確化
- 緊急的に設置する場合の告示によらない周知制度の創設 等

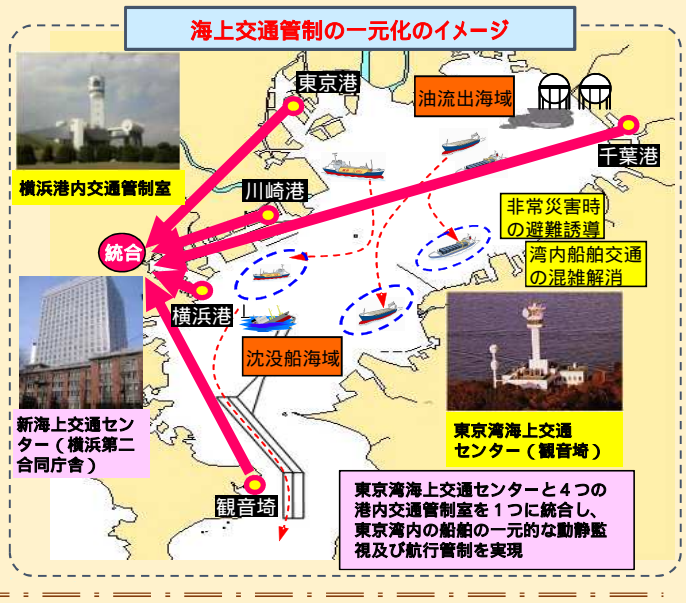
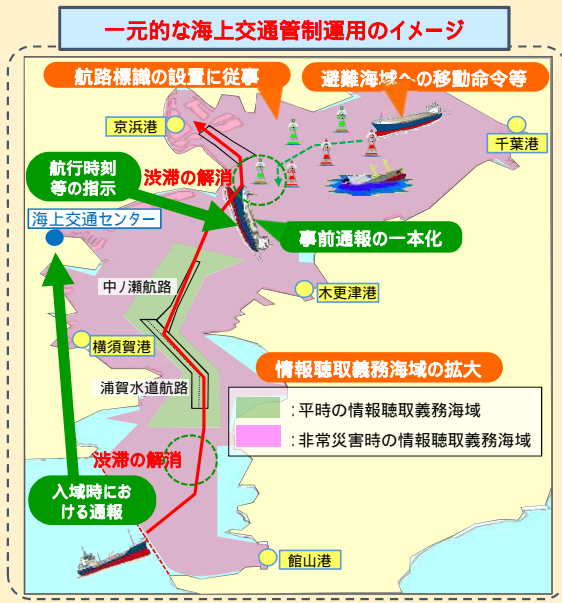
【現行制度にかかる所要の取り組み】

1. 航路標識を活用した安全対策の強化

- 船舶自動識別装置(AIS)の活用
- 沿岸ふくそう海域におけるAIS航路標識を活用した経路設定と航行の励行
- 乗揚げ海難防止等にかかる情報聴取義務対象港の拡大
- AISの普及促進
- 航路標識の配置基準の明確化による航路標識適正配置促進
- ふくそう海域における工作物設置許可等の運用の明確化
- 航路標識を損傷させた場合の通報義務の周知徹底
- 必要性の低下した情報提供手段の見直し

【新たな制度等の実施について】

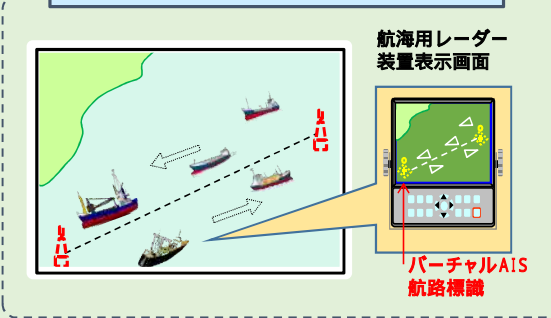
の一元的な海上交通管制に関する事項 : 平成29年度中に見込まれる当該管制施設の運用開始に合わせて実施
その他 : それぞれ所要の準備が整い次第できる限り早期に実施



3. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

「雑種船」の定義のうち、汽艇の範囲については総トン数二十トン未満の汽船とし、名称については「汽艇等」と変更

AIS航路標識を活用した経路設定のイメージ



2. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

港内及び港の出入口付近等におけるルールを港長公示等により設定する運用の明確化 等

3. 小型船舶の安全対策の充実

小型船舶の遵守事項違反制度の見直し 等